

定例会提出予定案件資料

予定議案	ページ
1 令和4年第2回市議会定例会提出予定議案	1
予算関係	
2 令和4(2022)年度各会計補正予算総括表	2
3 令和4(2022)年度一般会計補正予算の内訳	3～4
4 令和4(2022)年度一般会計補正予算の内容	5～7
条例関係	
5 函館市税条例等の一部を改正する条例の骨子	8～16

1 令和4年第2回市議会定例会提出予定議案

(議案)

- 1 令和4(2022)年度函館市一般会計補正予算 【財務部ほか】
- 2 函館市税条例等の一部を改正する条例の制定について 【財務部】
- 3 函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関する条例の一部改正について 【都市建設部】
- 4 函館市営住宅条例の一部改正について 【都市建設部】
- 5 函館市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について 【都市建設部】
- 6 物品の購入契約について(水槽付消防ポンプ自動車1台) 【消防本部】
- 7 同 件 (高規格救急自動車1台) 【消防本部】

(報告)

- 1 令和3(2021)年度函館市一般会計継続費繰越計算書 【財務部】
- 2 令和3(2021)年度函館市一般会計繰越明許費繰越計算書 【財務部】
- 3 令和3(2021)年度函館市一般会計事故繰越し繰越計算書 【財務部】
- 4 令和3(2021)年度函館市港湾事業特別会計繰越明許費繰越計算書
【港湾空港部】
- 5 令和3(2021)年度函館市公共下水道事業会計予算繰越計算書 【企業局】
- 6 令和3(2021)年度函館市交通事業会計予算繰越計算書 【企業局】
- 7 定期監査, 随時監査(財務監査), 行政監査, 財政援助団体等監査および例月現金出納検査報告 【監査事務局】

2 令和4(2022)年度各会計補正予算 総括表

(単位：千円)

会計区分		補正前	補正額	補正後
一 一般会計		137,930,288	3,873,427	141,803,715
特別会計	港湾事業	4,162,000		4,162,000
	国民健康保険事業	27,595,116		27,595,116
	自転車競走事業	24,384,272		24,384,272
	奨学資金	21,750		21,750
	地方卸売市場事業	432,000		432,000
	介護保険事業	32,127,847		32,127,847
	発電事業	4,100		4,100
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	195,845		195,845
	後期高齢者医療事業	4,671,762		4,671,762
	小計	93,594,692		93,594,692
企業会計	水道事業	収入 6,275,438 支出 7,843,923		6,275,438 7,843,923
	公共下水道事業	収入 11,763,051 支出 13,171,658		11,763,051 13,171,658
	交通事業	収入 1,888,102 支出 2,249,657		1,888,102 2,249,657
	病院事業	収入 25,135,155 支出 25,311,207		25,135,155 25,311,207
	小計	収入 45,061,746 支出 48,576,445		45,061,746 48,576,445
合計		収入 276,586,726 支出 280,101,425	3,873,427 3,873,427	280,460,153 283,974,852

3 令和4(2022)年度一般会計補正予算の内訳

【歳出】

(単位:千円)

款	補正前	補正額	補正後	補正額の内訳
総務費	5,501,581	27,004	5,528,585	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本庁舎設備改修事業費増 11,319 ・ 庁舎改修事業費増 8,866 ・ レクリエーション等設備整備費補助金 2,500 ・ マイナンバーカード関係経費増 4,109 ・ 補助金等返還金 210
民生費	54,125,832	700,205	54,826,037	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金給付事業関係経費増 26,000 ・ 障害福祉サービス等事業所 サービス継続支援事業費増 18,401 ・ 介護サービス事業所等サービス継続支援事業費増 100,012 ・ 児童館等備品整備費 27,090 ・ 補助金等返還金増 528,702
衛生費	11,789,516	364,951	12,154,467	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金等返還金 364,951
商工費	12,726,511	▲ 600	12,725,911	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商店街等空き店舗活用モデル事業補助金増 6,000 ・ 恵山つつじまつり開催負担金減 ▲ 1,300 ・ ひろめ舟祭り開催負担金皆減 ▲ 4,000 ・ 各種大会補助金減 ▲ 1,300
教育費	7,567,318	98,300	7,665,618	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校図書館図書整備費 1,000 ・ 史跡大船遺跡整備事業費 97,800 ・ 各種大会補助金減 ▲ 500
諸支出金	5,440,126	1,450,000	6,890,126	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政調整基金積立金増 1,450,000
予備費	182,692	1,233,567	1,416,259	
その他	40,596,712		40,596,712	
歳出合計	137,930,288	3,873,427	141,803,715	

【歳入】

(単位:千円)

款	補正前	補正額	補正後	補正額の内訳
国庫支出金	31,710,990	896,828	32,607,818	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保障・税番号制度個人番号カード 交付事業費補助金増 4,109 ・ 新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金給付事業費補助金増 26,000 ・ 障害者総合支援事業費補助金増 12,268 ・ 住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付 事業費補助金増ほか(精算不足額交付分) 854,451
道支出金	8,554,196	143,494	8,697,690	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時介護人材確保・職場環境復旧等 支援事業費補助金増 100,012 ・ 文化財整備費補助金増 34,000 ・ 子ども・子育て支援給付費 負担金増ほか(精算不足額交付分) 9,482
繰入金	1,847,793	30,605	1,878,398	・ 地域振興基金繰入金増 30,605
繰越金	100,000	2,800,000	2,900,000	・ 前年度繰越金増 2,800,000
諸収入	10,602,267	2,500	10,604,767	・ コミュニティ事業助成金 2,500
市債	8,007,800	0	8,007,800	・ 過疎地域持続的発展特別事業債【財源補正】 0
その他	77,107,242		77,107,242	
歳入合計	137,930,288	3,873,427	141,803,715	

4 令和4(2022)年度一般会計補正予算の内容

(単位:千円)

科目・内容	事業費	財源内訳	
		特定財源	一般財源
1 新規および増額分	303,097	209,494	93,603
[総務費・庁舎管理費ほか] 【総務部・市民部】 1 本庁舎設備改修事業費・庁舎改修事業費 来庁者が利用する庁舎トイレの洗面器を自動水栓化 既決予算額 201,219 → 221,404	20,185		20,185
[総務費・市民生活推進費] 【市民部】 2 レクリエーション等設備整備費補助金 尻岸内町内会が行う設備整備事業の コミュニティ助成事業採択による補助金交付 既決予算額 0 → 2,500	2,500	2,500 (コミュニティ 事業助成金)	
[総務費・戸籍住民基本台帳費] 【市民部】 3 マイナンバーカード関係経費 申請手続きや健康保険証との連携等支援に用いる 専用タブレット端末(16台)リース等に係る経費の増額 既決予算額 63,586 → 67,695	4,109	4,109 (国)10/10	
[民生費・社会福祉総務費] 【保健福祉部】 4 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付事業関係経費 申請期間延長に伴う事業費および事務費の増額 既決予算額 20,924 → 46,924	26,000	26,000 (国)10/10	
[民生費・障害者福祉費] 【保健福祉部】 5 障害福祉サービス等事業所サービス継続支援事業費 新型コロナウイルス感染者等への対応に係る かかり増し経費増による補助金の増額 既決予算額 3,712 → 22,113	18,401	12,268 (国)2/3	6,133
[民生費・介護保険事業費] 【保健福祉部】 6 介護サービス事業所等サービス継続支援事業費 新型コロナウイルス感染者等への対応に係る かかり増し経費増による補助金の増額 既決予算額 11,848 → 111,860	100,012	100,012 (道)10/10	
[民生費・子ども健全育成費] 【子ども未来部】 7 児童館等備品整備費 児童館等における感染防止対策のため換気機能付きエアコンを整備 既決予算額 0 → 27,090	27,090		27,090

(単位:千円)

科目・内容	事業費	財源内訳	
		特定財源	一般財源
8 [商工費・商工業振興費] 【経済部】 商店街等空き店舗活用モデル事業補助金 商店街等が空き店舗（区画）を活用して行う にぎわい創出等の事業に対する補助金の増額 既決予算額 3,000 → 9,000	6,000		6,000
9 [教育費・教育委員会費] 【教育委員会】 学校図書館図書整備費 令和3年度に採納した寄付金を活用し、公立小中学校の図書を整備 既決予算額 0 → 1,000	1,000	1,000 (地域振興基金)	
10 [教育費・文化財保護費] 【教育委員会】 史跡大船遺跡整備事業費 史跡大船遺跡来訪者の利便性向上のため、駐車場を整備 既決予算額 0 → 97,800	97,800	63,605 (道)1/2 (地域振興基金)	34,195
2 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い 予算執行が見込まれない事業の減額補正	▲ 7,100	▲ 5,300	▲ 1,800
11 [商工費・観光費] 【観光部】 各種大会補助金 (日創研経営研究会2022全国大会in函館開催補助金分ほか3件) 既決予算額 1,300 → 0	▲ 1,300		▲ 1,300
12 [商工費・観光費] 【恵山支所】 恵山つつじまつり開催負担金 既決予算額 2,500 → 1,200	▲ 1,300	▲ 1,300 (市債)	
13 [商工費・観光費] 【南茅部支所】 ひろめ舟祭り開催負担金 既決予算額 4,000 → 0	▲ 4,000	▲ 4,000 (市債)	
14 [教育費・教育委員会費] 【教育委員会】 各種大会補助金 (北海道高等学校文化連盟第19回全道高等学校 ボランティア研究大会開催補助金分) 既決予算額 300 → 0	▲ 300		▲ 300
15 [教育費・社会教育総務費] 【教育委員会】 各種大会補助金(道南口説節全国大会開催補助金分) 既決予算額 200 → 0	▲ 200		▲ 200

(単位:千円)

科目・内容		事業費	財源内訳	
			特定財源	一般財源
3 その他の補正分		2,343,863	5,300	2,338,563
16	[民生費・社会福祉総務費ほか] 【市民部・保健福祉部・子ども未来部】 補助金等返還金	893,863		893,863
	令和3年度概算交付額超過分 既決予算額 814 → 894,677			
17	[諸支出金・財政調整基金積立金] 【財務部】 財政調整基金積立金	1,450,000		1,450,000
	地方財政法に基づく前年度決算剰余見込額の1/2の積立 既決予算額 6,536 → 1,456,536			
18	【歳入(特定財源)】 【保健福祉部】 過疎地域持続的発展特別事業債【財源補正】		5,300 (市債)	▲ 5,300
4 予備費		1,233,567		1,233,567
19	[予備費] 【財務部】 予備費(182,692→1,416,259)	1,233,567		1,233,567
合 計		3,873,427	209,494	3,663,933
20	【歳入(一般財源)】 【保健福祉部・子ども未来部】 令和3年度国道支出金精算不足額交付分		863,933	▲ 863,933
21	【歳入(一般財源)】 【財務部】 前年度繰越金(100,000 → 2,900,000)		2,800,000	▲ 2,800,000

5 函館市税条例等の一部を改正する条例の骨子

1 改正理由

津波防災地域づくりに関する法律に規定する指定避難施設等に係る固定資産税の課税標準に関する特例措置に係る軽減割合を定め、ならびに地方税法の一部改正に伴い、納税証明書の交付手数料に関する規定等を整備し、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長等をし、および下水道法に規定する除害施設に係る固定資産税の課税標準に関する特例措置に係る軽減割合を改定するため

2 改正内容

(1) 第1条関係（函館市税条例の一部改正）

ア 固定資産税（第15条、第53条の2、第53条の3、附則第8条の3）

(ア) 不動産登記法の改正により、登記情報に係る通知事項にDV被害者等の住所に代わる事項が追加されたことに伴い、納税証明書の交付等手数料に関する規定を整備する。

(イ) 課税標準の特例措置について、軽減割合を縮減する。

・下水道除害施設については、5分の4

(ウ) 課税標準の特例措置について、新たに軽減割合を定める。

・指定津波避難施設については、3分の2

・協定津波避難施設については、2分の1

イ 個人市民税（第26条、第26条の7、第27条の3の2、第27条の3の3、附則第7条の3の2）

(ア) 特定配当等および特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、所得税と個人市民税の課税方式を一致させることに伴い、申告に関する規定を整備する。

(イ) 扶養親族等申告書に関する規定を次のとおり追加する。

・給与所得者の扶養親族等申告書

記載事項に合計所得金額が133万円以下の配偶者の氏名を追加

・公的年金等受給者の扶養親族等申告書

扶養親族等申告書を提出しなければならない者に、退職所得を有する一定の配偶者、退職所得を有する16歳以上の扶養親族を有する者を追加

記載事項に退職所得を有する一定の配偶者の氏名を追加

(ウ) 住宅借入金等特別税額控除の適用について4年延長する。

ウ 規定の整備（第27条の2，附則第22条，附則第23条）

(2) 第2条関係（函館市税条例の一部を改正する条例（令和3年函館市条例第48号）の一部改正）

個人市民税（第27条の3の3）

個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書に関する規定の整備

3 施行期日

(1) 第1条中第26条の7（「第26条の6」を「前条」に改める部分に限る）および附則第8条の3の改正規定 公布の日

(2) 第1条中第27条の3の2，第27条の3の3，附則第7条の3の2，附則第22条および附則第23条の改正規定ならびに第2条の規定 令和5年1月1日

(3) 第1条中第26条，第26条の7（「第26条の6」を「前条」に改める部分を除く）および第27条の2の改正規定 令和6年1月1日

(4) 第1条中第15条，第53条の2および第53条の3の改正規定 令和6年4月1日

函館市税条例等の一部を改正する条例 第1条による改正 新旧対照表
(函館市税条例の一部改正)

現 行	改 正 案
<p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第15条 法第20条の10の納税証明書の<u>交付手数料</u>については、函館市手数料条例（平成12年函館市条例第12号）に定めるところによる。</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）に定める事項の記載があるとき（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書および第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第27条の2第1項の規定による申告書</u></p> <p>(2) <u>第27条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 <u>前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他地方税法施行規則に定める事項の記載があるとき（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについて</u></p>	<p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第15条 法第20条の10の納税証明書の<u>交付（法第382条の4に規定する当該証明書の住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）</u>の手数料については、函館市手数料条例（平成12年函館市条例第12号）に定めるところによる。</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>前項の規定は、前年分の所得税に係る第27条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 <u>前項の規定は、前年分の所得税に係る第27条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他地方税法施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</u></p>

やむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書および第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第27条の2第1項の規定による申告書

(2) 第27条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

（配当割額または株式等譲渡所得割額の控除）

第26条の7 所得割の納税義務者が、第26条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合または同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額または当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第26条の3および第26条の6ならびに法第314条の6および第314条の8の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、または当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の道民税もしくは市民税に充当し、もしくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 (略)

（市民税の申告）

第27条の2 第17条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、総所得金額その他必

（配当割額または株式等譲渡所得割額の控除）

第26条の7 所得割の納税義務者が、第26条第4項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合または同条第6項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額または当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第26条の3および前条ならびに法第314条の6および第314条の8の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、または当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の道民税もしくは市民税に充当し、もしくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 (略)

（市民税の申告）

第27条の2 第17条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、総所得金額その他必

要な事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項または第4項の規定により給与支払報告書または公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与または公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得または公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）もしくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除またはこれらと併せて雑損控除額もしくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失もしくは雑損失の金額の控除もしくは第26条の6の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）および第18条第2項に規定する者については、この限りでない。

2～8 （略）

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）

第27条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、地方税法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 当該給与支払者の氏名または名称

要な事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項または第4項の規定により給与支払報告書または公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与または公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得または公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）もしくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除またはこれらと併せて雑損控除額もしくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失もしくは雑損失の金額の控除もしくは第26条の6の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）および第18条第2項に規定する者については、この限りでない。

2～8 （略）

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第27条の3の2 （略）

(1) （略）

(新設)

(2) 扶養親族の氏名

(3) その他地方税法施行規則で定める事項
2～5 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第27条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者または法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、地方税法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 当該公的年金等支払者の名称

(新設)

(2) 扶養親族の氏名

(3) その他地方税法施行規則で定める事項
2～5 (略)

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるものおよび同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

(3) (略)

(4) (略)

2～5 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第27条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者または法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第33条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)または扶養親族(控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有しない者を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、地方税法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 特定配偶者の氏名

(3) (略)

(4) (略)

2～5 (略)

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第53条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧の手数料は、函館市手数料条例に定めるところによる。ただし、法第416条第3項または第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあつては、手数料を徴しない。

（固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料）

第53条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付手数料は、函館市手数料条例に定めるところによる。

附 則

第7条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年までまたは平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第26条の3および法第314条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 （略）

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第8条の3 （略）

2 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

（新設）

（新設）

第53条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料は、函館市手数料条例に定めるところによる。ただし、法第416条第3項または第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあつては、手数料を徴しない。

（固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料）

第53条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の手数料は、函館市手数料条例に定めるところによる。

附 則

第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年までまたは平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第26条の3および法第314条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 （略）

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第8条の3 （略）

2 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。

3 法附則第15条第23項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

4 法附則第15条第23項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

(新設)

(新設)

(新設)

3～17 (略)

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第22条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止もしくは延期またはその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部または一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第26条の6の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第23条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

5 法附則第15条第23項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第24項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第24項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

8～22 (略)

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第22条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止もしくは延期またはその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部または一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第26条の6の規定を適用する。

(削る)

函館市税条例等の一部を改正する条例 第2条による改正 新旧対照表
(函館市税条例の一部を改正する条例(令和3年函館市条例第48号)の一部改正)

現 行	改 正 案
<p>第27条の3の3第1項各号列記以外の部分中「<u>控除対象扶養親族を除く</u>」を「<u>年齢16歳未満の者に限る</u>」に改める。</p>	<p>第27条の3の3第1項各号列記以外の部分中「<u>扶養親族()</u>の後ろに「<u>年齢16歳未満の者または</u>」を加え、「<u>有しない者を除く</u>」を「<u>有する者に限る</u>」に改める。</p>